

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度第1回松阪市都市計画審議会
2. 開 催 日 時	令和7年11月6日(木) 午後2時00分から午後4時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室
4. 出席者氏名	<p>(松阪市都市計画審議会委員)</p> <p>三宅 諭、芳賀 信次、 水谷 晴夫、酒井 由美、 海住 恒幸、福島 ひろみ、 竹田 正明、竹岡 春俊、 柳瀬 勝久</p> <p>(事務局)</p> <p>副市長 永作 友寛 建設部長 松本 尚久 都市計画課長 大島 威 まちづくり計画係長 中村 雄紀 まちづくり計画係主任 佐奈 千広 まちづくり計画係 山本 昇平 建築開発担当参事 水越 敏</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	<p>松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係</p> <p>T E L     0598-53-4168 F A X     0598-26-9118 e-mail    <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a></p>

議事については、別紙のとおり

令和7年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：令和7年11月6日（木）14時00分～

場所：松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室

事務局 (司会)	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>皆さんこんにちは。私、本日の司会をさせていただきます。都市計画課まちづくり計画係の中村と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、当松阪市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それではただいまより、令和7年度第1回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>改めまして皆さんこんにちは。</p> <p>ご紹介頂きました、松阪市の副市長をさせていただきます永作と申します。</p> <p>日頃は松阪市の都市計画行政に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜りまして本当にありがとうございます。</p> <p>本日の審議会ですが、松阪市の都市計画マスタープランの策定及び立地適正化計画の見直しについて、現在作成しております各計画の案を報告させていただきます。委員の皆様のご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>現在の松阪市の都市計画マスタープランは、平成17年1月1日の1市4町の合併に伴いまして、地域を一体の都市として、整備開発及び保全を行う必要から、目標年次を令和7年度としましておおむね20年後のまちづくりの基本的な方針として、平成20年に策定をしております。</p> <p>また平成30年度に策定から10年が経過したということで社会経済状況等の変化や今後の人口減少、高齢化の課題に対応すべく、中間見直しを行いました。あわせて居住エリア及び医療施設、福祉施設、商業施設など、都市機能に寄与する施設の立地の適正化を図るための立地適正化計画についても策定をいたしました。</p> <p>マスタープランですが令和7年度に目標年次を迎えることから、総合計画をはじめ、各計画とも整合性を図りながら、今後のまちづくりの基本方針の見直しを行います。ここに住んでよかったと思えるまちづくり</p>

	<p>を目指し、人口減少や防災対策、カーボンニュートラルといった諸課題に向き合い、生活の利便性や、雇用、産業の発展などが持続的に確保されるよう、都市構造の見直しを行っていきます。</p> <p>また、都市再生特別措置法の中で義務化されております立地適正化計画の防災指針についてもあわせて策定をして参ります。</p> <p>いずれも非常に重要な事項と考えておりますので、委員の皆様には、専門的、また市民的な見地をはじめ、ご意見を頂戴いたしまして進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、前回審議会を開催いたしました令和5年9月8日から委員の変更がありますので、お手元の名簿に基づきまして、お名前を紹介させていただきます。</p> <p>(委員の紹介)</p> <p>また、お配りした座席表に本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは進めて参ります。</p> <p>お手元の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪市都市計画審議会事項書</li> <li>・松阪市都市計画審議会条例</li> <li>・松阪市都市計画審議会委員名簿</li> <li>・(資料1) 松阪市都市計画マスタープラン全体構想案</li> <li>・(資料2) 松阪市都市計画マスタープラン地域別構想案</li> <li>・(資料3) 松阪市立地適正化計画案</li> <li>・(資料3-1) 松阪市立地適正化計画 改定後と現行の比較表</li> <li>・松阪市都市計画マスタープラン等に対する意見(3部)</li> <li>・【参考資料】松阪市総合計画概要版</li> <li>・【参考資料】松阪市都市計画マスタープラン全体構想概要版</li> <li>・【参考資料】松阪市都市計画マスタープラン地域別構想概要版</li> <li>・【参考資料】松阪市立地適正化計画概要版</li> <li>・本日の座席表</li> </ul> <p>たくさんの資料になり恐縮ですが、本日の資料は以上になります。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、本審議会は、「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」、「3 会議の公開の基準」に基づきまして、情報公開をして参りたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、同運用方針「8 会議等の結果の公開」による議事録作成のため録音をさせていただきます。</p>

	<p>ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチを押してから発言をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>各委員様のご発言、ご意見につきましては議事録としてまとめさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>また、録音をさせていただくお願いと同じく、運用方針の「5 公開の方法等」に基づきまして、会議の傍聴を認めてまいりたいと思いますので、あわせてご了承のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の傍聴者は、一般傍聴者1名が傍聴を希望されておりますので、認めてまいりたいと思います。</p> <p>続きまして事項書の事項「3 会長の選任」について移らせていただきます。</p> <p>松阪市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、審議会に会長を置き、委員の互選により定めとなっておりますが、互選の方法につきまして、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>事務局一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局から当審議会の会長として、三重大学教授の三宅委員を推薦したいと思います。ご異議等はございますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは当審議会の会長を三宅委員にお願いしたいと思います。</p> <p>三宅委員におかれましては、早稲田大学大学院で博士号を取得され、岩手大学にて准教授、教授を経て、現在、三重大学の教授を務めておられます。専門は都市地域計画、景観であり、これまでに、景観保全や商店街活性化、都市農村交流、震災復興など、地域資源を生かしたまちづくりや地域活性化に関する研究実践に取り組んでみえました。</p> <p>それでは三宅会長よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>三宅と申します、よろしくお願いいたします。</p> <p>今、ご紹介頂いた通りでして、もともと生まれは愛知県です。19歳の時に東京に出まして、あと30歳の時に岩手に行きました。孔子は「三十にして立つ」と言いましたが、30歳の時にちょうど研究室を構えることになり岩手に行きまして、40歳になる少し前に震災がありました。孔子は感わずと言いましたが、40歳の時は迷いながら決めなければいけないというのがありましたので、この震災復興のあらゆること</p>

	<p>を決断していかなければならなかったのが40代だったなと思っております。本当に奇遇なことに50歳の時に三重に来ることに決まりまして51歳でこちらに来ました。五十で天命を知ると言われていますが、本当にそういうものなのかと思いつつ、こちらでの天命が何なのかというのを今探しているところではあります。</p> <p>今回、松阪市の都市計画審議会の委員を務めさせていただくということになりまして、岩手での経験も踏まえて、皆さんと一緒にこれからの松阪市の都市計画マスタープランと将来像のことを議論していければいいのかなと思っております。</p> <p>孔子は六十で耳に従うと言いますが、まだ60歳になっていないので余り皆さんの意見を綺麗に聞き受入れられるかどうか分かりませんが、私はあくまでも進行役です。私が聞き入れる訳ではなく、皆さんの意見をまとめるのが私の役割ですので、忌憚ないご意見を頂きながら、良い都市計画マスタープラン、そして立地適正化計画にして、松阪のこの将来向こう10年あるいは20年の指針になるようなものにしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>では、進めていきます。それではまず、本審議会の成立について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (司会)	<p>はい、本日の出席者につきましては審議会委員全15名中9名の方に出席頂いております。</p> <p>松阪市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では本審議会が成立しているということですのでこのまま議題の方に入りたいと思います。本日の案件はまず松阪市都市計画マスタープラン全体構想案の報告、同じく地域別構想案の報告。そしてもう一つ、立地適正化計画案の報告ということになります。</p> <p>ボリュームがありますので、都市計画マスタープランと立地適正化計画とを分けながら、皆さんのご意見を頂きたいと思っております。今回の審議会はボリュームがすごく多いので、まず皆さんからたくさん意見を頂いて、また次回、恐らくもう1回必要になると思っておりますのでそこまでに、頂いた意見に対する回答あるいは修正というものを用意していただくことになると思います。では、事務局より説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局 (説明)	<p>都市計画課の大島でございます。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>

これだけのボリュームがございますので説明につきましては、例えば項目のみということにさせていただく箇所もあると思いますが、ご了承願えればと思います。

それではまず、お手元の資料1をご覧ください。

松阪市都市計画マスタープラン案についてでございます。

1ページ目をお願いいたします。

1ページ目には松阪市都市計画マスタープラン改定の趣旨について記載がございます。先程もご説明がありましたように、現在のマスタープランにつきましては平成20年に作成し、松阪市が合併いたしました平成17年から、計画目標期間を20年後の令和7年までとして作成されております。整備目標の期間につきましては、平成17年から10年を経過した平成31年に中間見直しを行っております。それから、今年度が計画目標期間の最終年度になることから、改定を行うものでございます。

今回の改定の視点といたしましては、人口減少、少子高齢化社会の加速化、自然災害の頻発化、甚大化、都市と緑、農と共生、脱炭素社会の実現、情報技術の進展、インフラなど維持管理コストの増大、新型コロナ感染症など、近年の社会情勢の変化や新たな課題に対応する計画づくりとしていきます。

また、上位計画であります、松阪市総合計画や、三重中南勢圏域マスタープラン、松阪都市計画区域マスタープランや、関連計画とも整合や反映をさせていく計画として参ります。

また、この都市計画マスタープランの案の作成に伴いましては、令和6年にアンケート調査、また、住民自治協議会の皆様と2回の地域別懇談会を実施し、ワークショップや意見交換を実施しております。

各住民自治協議会の皆さんが作成する地域計画なども反映した市民の思いを共有する計画として参ります。

2ページをお願いいたします。

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法改正により創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針であります。

市町村の都市計画は、この方針に即して定めることとされております。

住民に最も近い立場の市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映しながら、まちづくりの方針等を示し、長期的な計画として策定することを目的としております。

3ページをお願いいたします。

都市計画マスタープランの役割でございます。

ここに記載がありますとおり、①には具体的な都市の将来像を示すということで地域特性を踏まえ市民の意見を反映させながら都市及び地域レベルで将来のあるべき姿やまちづくりの方針等を明示することによって、都市計画に対する理解を深め各種都市計画事業への協力参加を用意していこうというものがございます。

②個別の都市計画の調整を図る。本計画に定める将来像に基づきまして、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の個別の都市計画について、相互に整合性のある計画を推進していくものでございます。

本計画は、都市計画決定変更の根拠となるものであり、本計画によって示された将来像は、都市計画が決定、変更されるべき方向を示し、誘導する指針としての役割を担って参ります。

都市整備の方向性を示す本計画は、個別の都市計画の調整、決定変更を踏まえ、将来像を具体化していくための都市整備の方向性を示す方針としての役割を担っています。

続きまして、計画目標年次についてですが、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向が定められることが望ましいと都市計画運用指針に記載されていますことから、計画の目標年次は令和8年、2026年から20年後の2045年とし、この計画に記載のある事業につきましては、計画期間を10年として、2035年までを計画年次としていきます。

次に4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、先程資料を配らせていただきました。松阪市総合計画について記載している内容でございますので割愛をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。三重県が策定しております松阪都市計画区域マスタープランでございます。この中で、近鉄、JR松阪駅周辺は広域拠点ということで位置づけられております。土地の利用方針につきましても、この上位計画について、整合させていくこととなります。

6ページをお願いいたします。こちらは三重県の中南勢圏域マスタープランの将来都市構造図でございます。近鉄松阪JR松阪駅が広域拠点ということで、オレンジ色で囲まれているところが構造図の中で、広域拠点として示されているところでございます。

7ページをお願いいたします。こちら三重県の松阪都市計画区域マスタープランの土地利用構想図、先ほどの松阪駅周辺につきましては、広域拠点、松阪港・松阪市民病院・済生会松阪総合病院・松阪中央病院

については、広域的な防災拠点として位置づけられております。

8ページ、9ページについては松阪市の現状ということで、面積や、気候、雨量などを掲載させていただいております。こちらはまたご参考に見ておいていただければと思います。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。令和2年の国勢調査による松阪市の管内別人口、世帯数、世帯1人当たりの推移を示させていただいております。

松阪管内では、平成17年から平成22年をピークに減少に転じております。嬉野管内につきましては、平成22年からやや減少、三雲管内につきましては、令和2年までは人口は伸びてきているという状況にあります。飯南、飯高管内につきましては、緩やかな減少となっております。世帯数につきましては、松阪市内の人口は減少してはいますが、世帯数は増加しているという結果となっております。

12ページをお願いいたします。こちらは、平成27年から令和2年にかけての人口密度を小地域別に色で示しております。

人口密度が60人を超える区域が、松阪管内では松阪駅西側の市街化区域外延部ですね。下側の図になりますが、広がっているのが嬉野管内では伊勢中川駅の東側の方で人口密度約80人を超える地域が見られるという現状が見えます。

続きまして、13ページから15ページにかけては、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分に分けて、各地域での増減率を色別に示したところでございます。小地域の拾い方によってこういう塗り方になっておりますが、またこちら増減幅を見ていただければと思います。

16ページをお願いいたします。先ほどの3区分に分けて将来人口の推移をしております。人口につきましては、こちらも国勢調査の令和2年の人口15万9145人から減少していくという傾向になっております。生産年齢人口は減少し、老年人口が増加のまま推移をしているところでございます。10年後の令和17年にはですね、老年人口の構成比が35.6%と推移しております。3名に1人以上が65歳以上の高齢者となる見込みで推移しております。

続きまして17ページをお願いいたします。こちらにつきましては、地域包括支援センター別に高齢化率を出させていただいているところでございます。こちらもまた見ておいていただければと思います。

続きまして18ページをお願いいたします。

こちらは、5歳ごとの階級別人口の移動をグラフで示したものでござ

います。青の点線が平成27年度、黒い実線が令和2年度でございます。やはり就学・就職期の15歳から19歳、20歳から24歳までが転出により大幅に減少しているところが、見受けられております。

下段をお願いします。これは将来人口推計、国立社会保障人口問題研究所による令和5年の推計データでございます。この推移でいきますと、目標年次でございます20年後の2045年の人口は、12万5000人まで減少すると予測されております。

続きまして19ページをお願いいたします。こちらの人口動態のグラフでございます。上の段の表は、出生と死亡人の自然増減をあらわしたグラフでございます。平成22年以降は、死亡数が出生数を上回る、自然減が継続しておる状況となっております。下の段は、転入者数と転出者数の社会増減を示しております。平成20年以降、転出者数が上回ってしまう、社会減となっている状況が見えてまいります。

20ページをお願いいたします。こちらは昼間の人口を示しております。市町村合併以降ですね、管内別の昼間人口がデータとしてございませんので、松阪市全体でしか集計はされておりませんが、昼間人口の人口比といたしましては、減少しているというところがございます。下の段の就業者、通学者も、流入よりも流出の割合が多いということから、市外に通勤通学している人が多いというような結果が出ております。

続きまして、21ページをお願いいたします。こちら産業の分類を示しております。産業別就業者数ということであらわしております。こちら就業者数としては、年々減ってきておるという状況でございます。総生産額が下の方に掲げておりました。総生産額につきましては、令和3年で約5722億円ということで近年は多少の増減あるものの、おおむね横ばいとして推移しているところがございます。

産業別につきましては、二次産業が減少傾向である一方、三次産業が増加傾向にあるというところがございます。

続きまして22ページをお願いいたします。こちらは住宅ということで、住宅土地統計調査による空き家の関係の調査とですね、あと松阪市で実施している空き家等実態調査というところでちょっとこちらでは統計の仕方、空き家の数のとり方が違うといえますか。

下の段の方、令和4年の空き家実態調査では、空き家件数としては4103件、第2次空家対策計画ということでは、空家率5.5%ということになっております。

続きまして、23ページは空家実態調査の概要について、こういった観点から空家を調べているという項目を載せさせていただいております。

す。

24ページでございます。

こちらは各住民自治協議会別の空家率になっており、松阪市の空家対策の計画の中に載っております。色分けで、25%、20%以上とかです。空家率などを色づけさせていただいているというところでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。市の住宅の耐震状況によります表のとおりになっています。2020年度につきましては、居住世帯のある住宅の中で、耐震性のない住宅が14.9%、約9700戸と推計されております。2008年度からは8.8ポイント上昇しているところでございます。

26ページをお願いいたします。自動車の保有台数ということで載せさせていただいております。こちらを見て分かるように市民1人当たりの乗車保有台数というのが増加傾向にあるというところでございます。

次いで下の段でございます。交通事故の推移ということで、平成23年までは減少傾向でありましたが増加し、また平成26年以降に再度減少に転じています。最近になりまして、交通事故死者数が増減を繰り返している状況がございます。また載せている情報は令和4年までの推移であり、その間、減少傾向から少し事故者数も増えてきているという結果になっております。

続きまして27ページをお願いいたします。こちらは鉄道別、鉄道駅の旅客人員の推移でございます。こちら、2020年に新型コロナウイルスの影響のため大きく減ってきております。まだ当時までは戻っておりませんが、徐々に回復してきておるとい傾向が見られているところでございます。

28ページをお願いいたします。これが地域公共交通、民間バスですね、三重交通の利用状況の推移でございます。こちら先ほどの鉄道客と同じように、新型コロナウイルスのため大きく利用が令和2年度以降減少しております。徐々に増えてきてはおりますが、当時の水準までは戻っていないという状況でございます。

そして、コミュニティバスの利用者の推移が29ページでございます。こちら同様に回復傾向が見られるもの、まだ当時の水準まではもどっていないという状況でございます。

続きまして、30ページでございます。こちらは道路整備状況ということで、市内の都市計画道路の整備状況を示しております。

オレンジ色のところが都市計画道路としてお示しさせていただいてお

ります。ただいまの整備率としては48.15%、概成済延長ということで2車線としてできるかというところは6万6056メートルのうち6万3310メートル中で約90%以上が出来上がっている状況でございます。

続きまして公園の整備状況でございます。市内には33の都市公園がございまして都市計画決定がされております。その位置を示させていただいているのは少し見にくいのですが、この緑色の小さい円のマークのところでございます。

続きまして32ページをお願いいたします。こちら都市計画施設として市内には汚物処理場、ごみ処理場、と畜場、火葬場、墓園がございまして。その位置を示させていただいているものでございます。細くて分かりづらいと思うのですが、各用途判例をお願いいたします。

続きまして33ページでございます。こちらの観光というところでございます。観光レクリエーションの入込客数ということで、やはりこちらとも全て同じ傾向なのですが、令和2年のコロナウイルスの影響のため大きく減少しております。ただ若干戻ってきている傾向はございますが、まだ当時の水準まで戻ってきていないというところでございます。

34ページです。先ほどの入込客数の上位10点ということで挙げさせていただいております。上からベルファーム、道の駅飯高という順でベストテンの入込客数となっております。

続きまして、35ページをお願いいたします。これは防災という項目の中で土砂災害警戒区域が、都市計画区域で指定されているところございます。こちら一部市街化区域に近いところですが、後で御説明させていただきますが令和2年度にも市街化区域内でも一部指定されたところがございます。

続きまして36ページでございます。こちら津波浸水想定区域、理論上最大ということになっております。後ほど立地適正化計画の防災指針で説明させていただこうと思います。

37ページ、こちら洪水浸水想定区域計画規模ということと、38ページ、想定最大規模、続きまして39ページ、排水浸水想定区域の想定最大ということ、あと高潮想定区域でこちら、防災指針の関係で説明をさせていただこうと思います。

続いて41ページをお願いいたします。1-3土地利用の状況ということでございます。こちらが都市計画区域内の土地利用状況を示しております。各管内別と都市計画区域内にあります。松阪嬉野三雲管内にて住居系や商業系など、土地利用の割合を示させていただいております。

す。

42ページでございます。開発の動向ということで、平成28年から令和6年まで現在の開発の状況を市街化区域と市街化調整区域ということで表としてまとめさせていただいたものでございます。例年増減を繰り返しているというところでございます。

43ページにつきましては、同じように農地転用について市街化区域と市街化調整区域について両方とも増減を繰り返しているところでございます。年間としては245件程度とはあるところでございます。

続きまして都市構造の現況ということで、こちらに書かせていただいております。現状ということで、都市計画区域内の松阪地域管内、嬉野管内、三雲管内と表示をさせていただいております。46ページになりますが、こちらは都市計画区域外についてまとめております。こちらも現況ということでまた読んで頂ければと思います。

続きまして市街地・人口集中地区の変遷でございます。人口といたしましては、減ってきているところでございますが、人口集中地区になります。人口密度が1ヘクタール40人を超えるところで国勢調査単位区が互いに隣接して人口5000人以上になる地区の面積としては年々増えてきているところでございます。ただ人口密度としては減ってきており、全体の人口が減ってきて市街化の方に集まってきているということが見受けられるところです。

続きまして48ページ、今の松阪市の用途地域の方を示しています。それから、

49ページから50、51、52ページまで、こちらは、令和6年に実施した市民意識調査アンケートの結果を載せさせていただいております。あなたが思う松阪の良いところと、良くないところをピックアップさせていただきます。

53ページをお願いいたします。松阪市の政策に対しまして、満足度、重要度をそれぞれ一つずつ選んでくださいというところでは、重要度はやはり児童家庭福祉の推進、防犯対策、浸水対策、防災対策というところと、保健医療の推進というところが入っています。

続きまして54ページでございます。都市づくりの課題として松阪市都市計画区域の整備・開発及び保全ということで、平成24年に松阪、嬉野、三雲の三つの都市計画を松阪都市計画区域へと統合し一体の都市として、市街化区域内の有効な土地利用を図ってきております。今後も新たな雇用の場所と確保に向けた市街化区域の拡大や市街化調整区域の保全活用などの整備かつ開発及び保全を進め、一体の都市として市街化

区域内の有効な土地利用を引き続き行っていく必要があるがと考えております。

また広域連携によるまちづくりの強化っていうところでは、やはり大幅な人口減少、少子高齢化が見込まれているというところで、より安心して暮らせる地域を各地に形成して、地方都市への人の流れを創出することが求められるということで考えております。

次に土地利用でございます。現況の土地利用の方向を維持しつつ適切な整備・開発及び保全を誘導することによって、持続可能な土地利用を進める必要があります。

次に人口減少の社会等に向けた適切な市街地の確保というところで、やはり本市の人口が減っていることや、地域別の人口で見ても令和2年の国勢調査で、三雲管内では増加傾向であるが、本庁、嬉野、飯南、飯高では減少しております。

このような状況を踏まえて、既成市街地等が持つ利便性を活用したコンパクトなまちを実現していくために、人口世帯数が増加している地区の人口適切に収容する市街地の在り方を検討していく一方で、急激な人口減少が見られる中山間地域では、地域コミュニティの維持と支援環境保全の担い手としての人口定住策を今後も検討することが求められております。

あと農地の保全・活用のこと、森林の保全、コミュニティの継続性の確保に向けた土地利用の更新を上げさせていただいております。

次に市街地等ということで、やはり拠点機能の維持充実について主要な鉄道駅の周辺地域は、今後、人口減少に伴い商業施設や医療施設、福祉施設など、生活機能の低下が予想されます。特に中心市街地におきましては、松阪駅周辺は幹線道路沿道への商業、サービス業の立地等に伴い空き店舗等が増加していることから、地域のにぎわいや利便性の低下が懸念されております。松阪駅周辺の拠点機能が徐々に弱体化しつつあるという一方で、駅東側においても総合病院の建て替えが予定されておりました医療機能の充実や関連サービスの修正が期待されるところでございます。

こうした動きをまちづくりの契機と捉えて、商業や医療福祉などの生活機能の再集積、そして、多様な世代が集って交流できる場の創出を目指していこう、松阪駅周辺の拠点としての機能維持強化を高めていこうと思っております。

松阪駅周辺の核とした中心市街地の機能強化というところと、また伊勢中川駅周辺における市街地の拡大検討、あと中山間地域におけます拠

点機能の確保と定住化の促進、また必要に応じた用途地域の見直し、産業用地についてはニーズに対応する産業用地の確保、空き家等の増加への対策、公営住宅の適正な管理についての方針を示しています。

次に道路交通体系についてとなります。円滑な道路交通網の確保について松阪駅を中心とした市街地一帯が人口集中地区となっており、市街地内の幹線道路沿いには商業施設等が集積し、外縁部には大規模工業団地が位置しています。また本市の中心市街地を迂回する環状道路としては、松阪多気バイパスや県道六軒鎌田線の開通により概成されているものの依然としてピーク時間帯を中心に環状道路や中心市街地の道路に混雑がみられております。解消というところでさらなる道路ネットワークの強化が求められています。また長期未着手の都市計画道路の見直しについても、また今後検討していかねばならない課題としております。

時間の都合上、項目だけご案内させていただきます。

生活道路の整備につままして、古くに形成された市街地や集落地では、地区内の道路が狭く災害・火災の発生時における消防車の進入や避難経路の確保に懸念があるとし、これを確保するため幅員4m未満の狭あい道路については建築行為にあわせたセットバックの推進や用地の確保を含めた段階的な道路拡幅、通行空間の改善などを進めることにより防災性の向上と住環境の改善を図る必要があると考えています。

また交通事故の防止、通学路などの計画的かつ継続的な整備、持続可能な公共交通の構築についてとなります。

次に上下水道、河川、海岸のところで、水道水の安定供給、生活排水の適切な処理について方針を示しています。また、浸水被害の軽減対策ということで、近年は気候変動に伴う台風や集中豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、あらゆる関係機関・関係者で水害対策を行う流域治水プロジェクトの取組が進められております。

また、本市の中村川、赤川は、2023年に特定都市河川流域に指定されています。このことから、今後は計画的な河川改修とあわせて、流域全体における治水が求められているところでございます。次に海岸等の整備保全、港湾機能の確保及び適切な維持管理についてとなります。

次に60ページをお願いいたします。公園緑地につまましても、公園の適切な維持管理、都市緑化の推進となりますが、時間が限られているため細かな説明ができないため省略します。質問などあれば回答します。

次に、その他都市施設等といたしましては、火葬場、と畜場などが該当するのですが、都市計画制度の手続を踏まえて配置規模等を決定し、整備することとされております。またこちらにつきましては、老朽化した都市施設等について、整理統合など適正な配置と規模等を都市計画に定めて計画的に整備を進めてまいります。

続きまして子育て支援施設や教育施設等の在り方の検討ということで、少子化が進行する中で、子供たちが心身ともに健やかに成長できるように地域の実情を踏まえた保育園、幼稚園、小学校の適正配置等について、今後の在り方の検討が必要であります。

続きまして地域医療の推進、公共サービスの維持充実、地域活動の促進について示しています。

次に安全安心というところで、市街地住宅の防災性の向上、公共施設の耐震化長寿命化、地域防災力の向上と体制の強化、観光客等の安全確保、帰宅困難者への対応体制の整備となります。次に62ページでございます。災害応急対策の整備、中山間地域の災害対応力の強化、防犯対策の充実となります。時間の都合で項目だけの案内となり申し訳ございません。

次に同ページの自然環境保全ということで、継続した森林の整備、自然環境の保全と活用、脱炭素化のさらなる推進、ごみ対策の強化と推進となります。

続きまして63ページの福祉でございます。福祉につきましても施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進、社会福祉施設等の充実と地域の相談窓口の確保を挙げさせていただいております。

次の観光についても、やはり情報発信による観光振興、観光を基軸としたまちづくりの推進を課題として挙げさせていただきました。

次に64ページの景観をお願いします。歴史的・自然・都市景観の保全と継承です。歴史的町並みの保全ということでございます。公共事業・施設整備における景観配慮への推進、持続的な景観形成活動の推進を挙げています。

続きまして、協働・連携による持続可能なまちづくりということで、協働のまちづくりの推進、地域主体のまちづくりの推進支援ということを課題としています。

次に65ページの第2章でございます。こちら将来フレームということで、将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるために将来の都市の規模を想定した基本的な指標を作っております。今回の計画では、10年後の令和17年の人

口、産業、土地の利用について想定し以下のとおり人口フレーム、産業フレーム、土地利用フレームを設定するものでございます。

人口フレームにつきましては、目標年次、令和17年には14万3000人、世帯フレームといたしましては6万6000世帯、工業フレームといたしましては4800億円、商業フレームとしては3200億円、住居系土地フレームとしましては1850ヘクタール。工業系としましては1080ヘクタール、商業系土地フレームといたしましては、188ヘクタールでございます。全て人口は減っていくところですが、工業系商業系についても若干の増加というところで算出し設定しています。住居系フレームにつきましては、人口が減っていく以上、増やせないところがあるのですが、工業系につきましては少し伸びがあるということで40ヘクタールぐらいは広げるとし余裕をみたフレームとしております。商業系についても若干のフレームがあるというところでございます。66ページ、67ページが先ほどのフレームの関係を示したものです。

続きまして68ページの第3章の将来都市像をお願いします。都市づくりの基本理念として、本計画につきましては、松阪市の最上位計画である松阪市総合計画が目標とする将来都市像の実現に向けた都市政策を展開するものとしていきます。総合計画の10年後の将来像としては、「ここに住んでよかったみんな大好き松阪市」でございます。都市づくりのテーマといたしまして以下のように案として作成させていただいております。「自然歴史文化と交流のまち快適環境都市松阪の継承と深化」でございます。平成31年の見直しのおきも、自然、歴史、文化と交流のまち、快適環境都市「まつさか」の継承と進化ということで、進む、ステップアップしていくとして進化という言葉を使っております。今回のテーマにつきましても当然、前回の計画から継承して繋いでいきたい、ステップアップしながら、さらに深めて進めていきたいとの考えで、進化を深いという言葉に変えています。

続いて都市づくりの基本的な方針として若者や子育て世代に優しい都市づくり、いつまでも安心して暮らすことができる都市づくり、商工業や観光が元気な都市づくり、市民協働・公民連携による持続可能な都市づくり、誰もが便利に移動できる都市づくり、市民や来訪者等を守る全な都市づくり、ということで考えています。

次のページをお願いいたします。70ページ、71ページにつきましては、将来都市構造ということで、前回の計画とほぼ位置づけ的には変わっておりません。都市核として松阪駅周辺、伊勢中川駅周辺をと

ています。地域核として橿田駅周辺、射和周辺、三雲振興局周辺、生活拠点として、小片野周辺、飯南地域振興局周辺と、飯南飯高、飯高地域振興局周辺となっております。物流産業拠点としては、伊勢自動車道、松阪インターチェンジ周辺、一志嬉野インターチェンジ周辺になっております。軸として都市連携軸、地域交流軸ということで表の右のとおり の位置づけをしています。72ページは将来都市構造図となります。

次に73ページの第4章のまちづくりの基本方針でございます。土地利用の方針ということで、基本的な方針を示させていただいております。整備・開発及び保全を一体的に進めるということでございます。市街地の整備と周辺の環境の保全など一体の都市として整備開発保全を目指していきます。

次にコンパクト+ネットワークのまちづくりを推進するとして、松阪市立地適正化計画の居住誘導区域については、将来にわたり適正な人口密度の確保を目指していきます。都市機能誘導区域につきましても、商業、医療、行政、コミュニティなど都市機能を集約・充実させていきたいと考えております。

次に区域区分の見直しの検討も考えていきたいと思っております。市街化区域内で、土地利用の見込みのない区域や災害リスクの高い区域については、居住調整地域の指定や市街化調整区域への見直しを検討していくとともに、伊勢中川駅周辺の交通利便性の高い市街化調整区域におきましては、地区計画等の活用により、市街化区域への見直しを検討していきたいというとして記載しています。

市街化調整区域の既存ストックの活用及び既存集落の維持活性化については、市街化調整区域の集落内におきましても地域の課題や特性に応じて既存集落活性化地区計画により既存集落の維持活性化を図ってきたいところでございます。

次に都市計画区域外の暮らしを守るというところでございます。都市計画区域外は、拠点における生活サービス施設や地域コミュニティなど集落機能を維持し、自然環境や景観等を保全して地域の活性化につなげるとして守っていききたいと考えております。

74ページ、75ページ、76ページにつきましては、まず配置方針というところで示しております。こちらも現行と余り変わらないですがまた見ておいていただければと思います。

飛びまして、79ページでございます。こちらも市街地の整備方針、基本的な方針ということで、集約型都市構造を構築して、産業機能を強化するとし、やはりインター周辺や幹線道路沿道を活用して成長産業、

企業等の誘致や新規投資を促進することにより景気変動を受けにくい強靱で多様な産業構造を構築し地域経済の活性化・雇用確保を目指すことを記載しております。そして、誰もが安心して暮らせる魅力ある住環境を形成するというところでございます。

市街地整備の方針としては、松阪駅周辺における都市核の形成、80ページにおきましては、伊勢中川駅周辺における都市核の形成ということで、交通利便性の高い地域区域において住宅地の拡大ということも検討していきたいと考えております。

地域核の形成について時間の関係で項目だけになってしまいますが、大規模集客施設の適正な立地既存工業地の整備、新たな工業設置の整備ということで、こちらについては第2環状線、沿道のウッドピア松阪地区においては、地区計画に基づいて土地利用や建築物の規制誘導を図るとともに松阪インターチェンジに通じる都市計画道路東町松江岩内線、地区計画の活用とあわせて、市街化区域の編入を検討し、工業物流施設の立地を図っていききたいということで考えております。

住宅地の整備では、先ほども言いました市街化調整区域の集落について地域コミュニティ等を維持するため、地域住民の意向を踏まえて、既存集落型地区計画等の活用を図っていききたいと考えています。82ページにはその方針図を書いています。物流拠点や都市核などに丸が振ってあります。

続いて83ページでございます。交通施設、道路整備の方針ということで、国道23号中勢バイパスの円滑な道路交通を確保するための広域幹線道路機能の維持や強化を促進していく、国道166号バイパスについては、一部の狭隘の解消を図るため、整備を促進していくというところでございます。

②幹線・補助幹線道路の充実ということで、こちらも国道368号は仁柿バイパスの早期完成に向けて整備を促進するや、東黒部豊原線の整備を促進するというようなところで記載をさせていただいております。

84ページで安全で魅力ある道路空間の整備、通学路の安全確保、道路・橋りょうの適切な維持管理、公共交通ネットワークの構築、あと公共交通の利便性の向上、協働による地域公共交通の充実を書いています。また駅周辺の再整備ということで、鉄道駅を中心として都市核などの周辺では、歩行者や自転車道等の安全性を高めるため、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進してまいります。松阪駅西側周辺では、交通結節機能の強化に加えまして、豪商のまち中

心市街地土地利用計画に基づき再整備を図ってまいります。松阪駅東側では、地域を初めとする病院、2次救急医療など、都市機能誘導施設の誘導や快適でウォークアブルな空間の創出に向けた整備等を検討してまいります。86、87ページにつきましては方針図ということで書いております。

88ページの4-4では上下水道河川海岸の方針を書いております。  
③浸水対策の推進で内水氾濫のリスクに備えた浸水対策に取り組むため中長期にわたり雨水管渠整備を実現するとともに、雨水排水ポンプ等の整備、改築を図ってまいります。それ以外には浸水被害の解消に向けた流域治水プロジェクトに基づき流域全体の治水対策を促進するとともに、できる限り浸透しやすい土地利用を図ることとあわせて、浸透施設や、貯留施設の設置を促進し雨水の流出の抑制し周辺への浸水の影響を最小限に抑えるという対策も考えてまいりたいと思います。

当然、河川改修について阪内川も老朽護岸の改修改築や河道掘削の実施による洪水氾濫対策を促進していくと書かせていただいております。

あと河川環境の保全、海岸の整備、港湾整備についても書かせていただいております。

92ページ、公園緑地の方針について、松阪市の都市公園の長寿命化施設計画に伴いまして適切に管理をしていこうと書かしていただいております。

95ページで、その他の都市計画施設等の方針ということで、一般廃棄物最終処分場の整備、火葬場の整備検討、と畜場の整備検討、市庁舎の再編統合というところで書かせていただいております。

97ページ、安全なまちづくりの方針で、市街地の防災性の向上と防災施設の適切な更新、消防活動等の支障のある地域の解消、土砂災害対策の展開、津波避難困難地域への対応、地域防災体制の充実、帰宅困難者への対応体制の整備、防災情報の周知と防災意識の向上、基盤施設の耐震化の推進というところで防災関係について書いております。

99ページには、中山間地域の孤立防止化についても書かせていただいております。

続きまして101ページで自然環境保全の方針でございます。自然公園の保全と活用、脱炭素化の推進、バイオマス発電や資源循環の推進について書いています。

104ページの4-9農地・森林保全の方針でございます。やはり耕作放棄地の解消・活用と、獣害対策の推進が地域から意見も出ており対策をしっかりしていきたいと考えております。

	<p>続きまして105ページ、支え合いのまちづくりの方針で、こちらも福祉のまちづくりの方針として、施設のバリアフリー化、社会福祉施設の充実、福祉丸ごと相談室の運用、子育て支援施設や教育施設の充実、あと地域医療の推進というところで書かせていただいております。</p> <p>107ページは、観光まちづくりの方針でございます。こちらも、観光資源の保全と活用、観光まちづくり推進、広域連携による観光情報の発信というところの施策も考えているところでございます。</p> <p>109ページ、景観形成の方針でございます。こちらも、景観というところで、また見ておいてもらえればと思います。</p> <p>計画の推進についてが、110ページでございます。今後のまちづくりは、市民の皆様と協働のまちづくりを行う必要があるというところでございます。</p> <p>時間の都合で足早な説明となりましたが、全体構想の説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>随分長く説明を頂きましたので皆さん大変お疲れかもしれませんが、まずはこの全体構想について今ご説明頂く中で気になったところがございましたら皆さんの方からご質問なりご指摘を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>細かな数字等はなかなか追えないところがあると思いますので、ざっくりと大きな流れのところ、ご指摘なりご質問を頂くといいのかなと思っております。</p> <p>細かなところは別で頂いております「松阪市都市計画マスタープランに対する意見」という用紙がありますので、どんどん書いていただいて送っていただければ、事務局で頂いた意見を整理して、返答を準備していただくということになります。</p> <p>それ以外のところでぜひこの場でご指摘頂ければと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>「都市マス」という言葉も随分昔から知っている言葉ではありますが、いつまでたっても理解できない。内容が理解できない代物なんです。今回ご説明頂いた内容は都市計画区域全てが対象ということになってくるのでしょうか。</p> <p>都市マスのその部分の確認と、健康とか医療とか、防災の基盤整備的なことまで計画に含めていますが、医療機関の立地を含めて、なぜこの都市計画マスタープランの中に位置づけなければならないのか。プランが決定することと、実際の医療機関との関わりに何の権限の関係が存在するのか。地方自治体は社会主義国家ではないのだから、どこに何を立</p>

	<p>地させるってということまでは踏み込むものではないのだろうと思っているわけですが、この領域の広さという部分についてどう受け止めたらよいのか、そのようにしなければならないと定まっているものなのか。それともこれは松阪市の都市マスだけ特別にそこまで位置づけていくというものなのか、ざっくりとお聞かせ頂ければと思います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>本市の都市マス、本来の対象を扱うべきところと、都市施設の配置、その中でも医療の話を踏み込んでいくところについて、どういう考え方なのかということのご説明を簡単をお願いします。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランについては、都市計画区域はもちろん、市全体として考えていくプランということで考えています。</p> <p>また、先ほどの医療施設のお話ですが、立地適正化計画という計画の中でもご説明させていただくこととなりますが、これから高齢化社会となりコンパクトシティを目指す中で都市機能誘導区域を設定しています。その誘導施設として医療施設も含めています。コンパクトシティとして維持誘導していくという方針として、記載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>分かりました。維持誘導ということならば、コンパクトシティという言葉も使われていますが、現行の都市計画マスタープランも既に15年ですか、今年度がもう最終年度ですから、一体15年間の間に何がどう到達したのかという前提条件の説明が一切ないですよね。要するに、ここに書かれている、例えば阪内川の川床の浚渫まで含めて書いていただいて大変結構なことではあります。出来もしないことまで全てこの計画に書くことの意義って一体何なのか。つまり、これの改定に至るまでの前段だって、何がどこまで実現したのかということの説明が必要なわけですね。計画にたくさんの項目を記載してもどこまで達成可能なのか、計画を読んで聞いていても恐らくこんなこと実現できるわけないと思いました。事務局でもこんなこと実現できないよねって思いながら計画を作っているのではないですか。</p>
会長	<p>計画の実現も、目標フレームも、ある程度記載することにより、この計画の下位に位置づけられる計画の具体性が保障されるといいますか、繋がっていくという部分があって恐らく具体的に踏み込んでいるとは思いますが、そこについては事務局のお考えをお願いします。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランに掲げている内容については、市としてあくまで方針として示したものです。整備計画としては10年を目標として実施していくところですが、委員が言われるように内容によっては10</p>

	<p>年、20年で完了するようなものではないものもあります。例えば、流域プロジェクトの櫛田川の治水の関係につきましても、現時点での目標の整備期間として30年ということで記載しております。しかし、市の方針として、こういったものに取り組んでいくという姿勢を示しているというところでのご理解をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>難しいところですが、実はこの都市計画マスタープランは、都市計画区域はもちろん対象ですが、例えば、都市計画区域を持っていたところがそれぞれ合併すると、その間をどうするのかという議論も出てくるわけです。その間の部分だけを抜いて都市計画区域のエリアだけを考える訳にはいかないとなると、全体に広がっていくことになり、今のような計画の形になってきているというのが一つあります。</p> <p>もう一つは、郊外についてですね。都市計画区域だけで区切ってしまうとその周りはどうなるのかと問題になります。最近ではその周辺も含めて一体として考えていくべきという流れで広く捉えるようになっていきます。そこで生じたのが、総合計画との差別化なのですが、都市計画マスタープランにも色々な内容が入り、総合計画と何が違うのかという点の別問題が出てきています。なるべくその差をつけるためにハード的なところに特化し、関連するものだけにしていこうとして作られているのが今の都市計画マスタープランだろうというのが私の理解になります。</p> <p>病院についても、民間の病院の立地を指定するとかそれは難しいとは思いますが、市立病院等がありますので、市としてはどういうものを目指したいのかという大きな方針を記載しておかないと、具体的な計画に移すときに、都市計画マスタープランに記載がないという話になり、何も手を出せなくなってしまいます。そういった内容を漏れがないように計画に記載していったら膨大になってしまったというのが現状になっております。そのほか、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>説明の最初にマスタープランを改定する背景から、各住民自治協議会にいろいろな意見を求めたという話をしていただいたんですけども、その結果は文章か何かで頂けますか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>前のモニターを再度お願いします。</p> <p>第1回地域別懇談会ということで、令和6年7月24日から8月2日にかけて市内10か所、住民自治協議会のブロックごとで開催をさせていただきました。第2回地域別懇談会につきましても、令和6年12月2日から12月6日に開催をさせていただいております。第1回地</p>

	<p>域別懇談会では地域で取り組んでいることの課題・テーマについて意見交換をしていただいております。全てのブロックでワークショップ形式にて行い、地図等を用いながら付箋に意見を出していただきました。また、結果ということであれば内容的なところをご用意させていただこうと思います。</p>
委員	<p>市内中心部での考えと中山間地域の方での考え方とでは、住民自治協議会としての考え方もかなり差があるのかなと思います。コンパクトシティも結構ですが、中山間地域に住む人は今後もっと人口が減少していくとしたら住民である自分たちで地域の維持管理までするようになる時代が来ることも想定されると思います。その辺はマスタープランに関係あるのかわかりませんが、地域を維持管理していくための方針というのは、ある程度念頭に入れてこれからを考える必要を感じます。そのような考え方について、地域の意見としてどんな意見が出てきたのか知りたいという話です。</p>
会長	<p>事務局、中身を説明しないまでも「地域別構想」というものについて簡単に説明を頂いてよろしいですか。</p>
事務局	<p>これまでは32地域というブロックで地域別構想を考えておりました。平成30年度の見直しの時に、32にも地域を分けているのでは1つの地域を見ても「まちづくり」として分かりにくいのではという意見もあり、今度は大きいブロックで考えていく議論がされていた経過があります。その時は12地域や、大きく6地域に分ける案などで議論がされていたのですが、32の地域を一気に再編し6つの地域で作ると、地域の人々の意見を吸い上げる都市マスになりにくいとの意見もあり、見直し時は、32地域のままとなっておりました。</p> <p>今回は地域性も大きく踏まえ12地域という括りで地域を考えていき、過去の経過も踏まえ住民自治協議会の11ブロック別に分けて地域別懇談会を開催しました。懇談会では各地域の方々に話し合っただき様々な意見を出していただきました。やはり人口減少や後継者不足という話は広く出ていました。あと太陽光発電施設など色々な課題の話も出ておりました。そして各地域別としてまとめさせていただいたものが、こちらの資料2の地域別構想というものでございます。</p> <p>こちら12ブロックあり三雲管内、飯南管内、飯高管内については一本化して、まちづくり、地域づくり構想として纏めております。</p> <p>詳細につきましてははまた内容をご覧いただきたいと思いますが、やはり地域の意見を吸い上げるところについては、本当に細かいところの内容までは難しいですが、皆さんの意見として出していただいたところは</p>

	<p>反映させながら、対策できるものはしていきたいということで作成しております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ご指摘頂いた「地域ごとにより違うのではないのか。」というのは全く仰る通りで、だからこそこの地域別構想というものを作っているということになります。ただし、ここに書かれているもの以外に漏れがあるのではないかという話になると、それは多分あると思います。全部が全部きれいに入る訳ではなく、その中でも重要なものをピックアップして取り上げていると思います。それでも「これは絶対入れておく方が良い。」という課題があれば、こちらにご意見を書いていただきたいと思っております。ご意見がある場合は、計画書自体に付箋を貼って書き込んで送っていただくのも全然ありだと思います。中身まで説明すると、次の重要な立地適正化計画案の方まで踏み込めませんので、これは大変申し訳ないですが、お時間をどこかで作っていただきぜひ見てください。それから周りの方にも是非こういう計画が今出ていますよということをお話していただきたいと思っております。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回、初めて都市計画審議会に参加させていただきました。</p> <p>先ほどの説明を伺う中で、何を感じるかということをお知らせします。非常にレベルの高いお話であったのですけれども、このお話を聞いて思いましたのは、マスタープランは将来像を表現しているというか、求めているものだと思うのですが、例えば、この長い時間を経る中で、現状に対して、課題の検証がなされてきたのかというところが見えなかったように思います。未来を見据えて将来像を描き、夢を描く、そういうものであると思うのですが、今までの検証であるとか、そもそもその整備がきちんと出来てきたのかとか、その辺を経てこの希望があるのならば、これから夢を着実に考えていけるなと思いました。気になるのが例えば道路整備についてですが、私が一生活者として、例えば自転車と歩行者の住み分けが未だにきちんとできていないエリアがあったりとか、道路の線が消えていたり横断歩道があるべきところがないとか、学生や生活者が非常に生活しにくい、危険な箇所が市内にどれだけあるかと検証されていないと思うのです。あと地域交通は乗車区や乗客が少ないへき地の、本当に交通に困っている市民のサポートができていたのかどうかや、浸水地域に関しても、浸水しやすい地域の排水方法に取り組んだのかというところを検討するとか、取り組むということは簡単に言えると思いますが、実際にどれだけお仕事されたのかというところを</p>

	<p>踏まえて将来図が語られたら、なお、いいんじゃないかと思いました。すみません、以上が私の所感でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど他の委員からも検証の必要性を指摘は頂いておりましたので、やはり何かしらあった方がいいとは思いますが、ただし、それを都市計画マスタープランの中に入れられるかという点が多分難しいと思います。よって別冊という別の資料で考えていただければと思うので事務局の方で検討をお願いできますか。その検証で、どれをどこまで踏み込めるかというのはもちろんあると思います。主要な施策として取上げていたものがどうだったのか、細かなものを全部入れ始めると厳しいと思いますので主要なものだけになると思います。</p> <p>後は、この計画案について、市としてこのような町にするとの理想が厳しいにしても現状追認ではなくて現状を踏まえながら、少し良くしていくためにはどうしたいのかという観点で書かなければ、次の一手を出せなくなります。何をどういう形で、まとめられるかは市の方に検討頂くということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっと空気が読めないまま発言してしまっているかもしれませんが、全体を見ながら発言できるように学びます。すみません、お許してください。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと時間も押しておりますので、次のもう一つの計画である立地適正化計画の方に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、立地適正化計画のご説明をお願いします。</p>
事務局 (説明)	<p>立地適正化計画についてです。</p> <p>「松阪市立地適正化計画 改定後と現行の比較表」というA4サイズ3ページ程度の資料をお配りしております。立地適正化計画につきましては現行の計画から一部が見直しになってございます。</p> <p>その中で今回大きく変わった点というところで、防災指針の内容がございまして、その辺りを中心にご説明させていただきたいと思っております。また、計画内の数値データ部分につきましては、現行計画のデータを最新のものに置き換えたというところでご理解のほどお願いいたします。早速説明に入らせていただきます、立地適正化計画(案)63ページをお願いいたします。</p> <p>まず、立地適正化計画につきましては居住誘導区域と都市機能誘導区域というエリアを定めております</p> <p>64ページでございます。居住誘導区域に含まない区域の検討という</p>

ところで、③の4番、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘察し、居住を誘導することが適当ではないと判断される区域は居住誘導区域に含まない地域とされております。

そちらを踏まえていただきまして、68ページでございます。

先ほど都市マスの内容でも説明させていただきました土砂災害特別警戒区域については、立地適正化計画の当初作成時である平成31年当時は指定されていませんでした。しかし、令和2年に三重県より土砂災害特別警戒区域について指定されまして、居住誘導区域の中でも土砂災害特別警戒区域が含まれることになりました。

73ページから指定箇所を示しております、まずは松阪公園のすぐ裏の箇所、あと74ページの宝塚町、光町、あと75ページ、射和町の方ですね、これらの箇所が令和2年に土砂災害特別警戒区域という指定をされましたので、この部分につきましては居住誘導区域から除くという形になりました。

居住誘導区域について現況の外枠については変更はないんですが、土砂災害特別警戒区域の指定を受けた部分については除くというのが、大きな変更となっております。

続きまして新規に追加された内容です、92ページでございます。

こちら防災指針についてということで、こちら令和2年の改正都市再生特別措置法によりまして、義務化されております。

松阪市では平成31年に立地適正化計画を作成しまして、それから5～6年を経過する中で、今回都市マスの改定と合わせて、立地適正化計画に防災指針を追加させていただきました。

こちらについては、様々な災害、例えば洪水、津波、高潮、内水による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されている地区においても、これらのハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは、現実的には困難であることが想定されます。

また地震についても影響の範囲や程度を定めて、居住誘導区域から除外を行うことには限界がございます。

その中で防災減災対策を計画的に実施していくことを目的に、本指針で具体的な取組みを位置づけることとして、定めたものが防災指針でございます。こちらの計画期間につきましても、松阪市都市計画マスタープランの全体構想期間と同じ計画期間とさせていただいております。

93ページでございます。

防災指針の検討にあたりましては、松阪市のハザード情報、松阪市の

都市情報、防災上の課題の抽出と取組方針、施策一覧ということで、この手順に沿って進めて参りました。

94ページでございます。

こちら先ほどの都市マスに載せさせていただいておりました土砂災害警戒区域の図面でございます。

95ページでございます。

津波浸水想定区域ということで理論上最大を想定した図面を載せさせていただいております。

こちらの説明につきましては、少しページが飛びますが103ページをお願いします。

103ページのいちばん下段に「津波」の記載があります。

こちらにつきましては、過去に発生した記録は残っていないものの、科学的に南海トラフで発生する可能性がある、理論上最大クラスの地震を想定し、更に大潮の満潮時に地震が発生したという状況を想定したマップでございます。

続きまして96ページ、洪水浸水想定区域、こちら計画規模の図面でございます。

こちらにつきましても、102ページの下段に説明があります。

こちら松阪市内に流れております櫛田川水系、中川水系等について、計画降雨によって浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を示したものであります。

こちら各河川について、想定する24時間総降雨ということで、これらの雨の量を計算されたものが、96ページの浸水エリアの区域になります。

97ページでございます。

こちらが洪水浸水想定区域の想定最大になります。

こちらの説明が102ページのいちばん上でございます。

こちら先ほどと同じですが、24時間総降雨量が櫛田川水系で計画降雨が734.4mmに対しまして1,138mmという降雨量を想定最大としてつくられたハザードマップでございます。

次が99ページでございます。

こちら内水浸水想定区域、想定最大でございます。

こちらの説明につきましては103ページですね。

こちらは松阪市の公共下水道計画区域の全域を対象といたしまして、想定最大として本庁管内につきましては140mm/h r、嬉野管内については147mm/h rの雨量、内水を参照したものでございます。

これが、内水では想定最大ということで考えております。

図面上一部少し赤いところがあると思いますが、そちらで50センチから1メートルまでの浸水が想定される箇所になっております。

高潮浸水想定区域、100ページでございます。

こちらにつきましては、104ページに説明がございます。

こちらについては、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、浸水が想定される区域、想定される浸水の深さでございます。

算定の前提となる降雨については、こちらに記載のある内容でございます。

あと、101ページでございます。

こちらは避難所をポイントにしまして、おおむね500メートルの圏内でカバーされているところを示させていただいたものでございます。

500メートル圏域が密集しているところ、また逆に若干カバーされていないところもあると思いますが、今回都市計画区域内、立地適正化計画にて図示させていただいたものが、こちらの図面でございます。

105ページになります。

こちら先ほどの102ページから103ページの説明の中で注釈として、※印で記載のあったものの詳細でございます。

例えば内水氾濫とは、雨の量が側溝や水路などの排水施設の応力を超えたときや、排水先の水位が高くなったときに起こり得る浸水のことでございます。

続いて107ページでございます。

災害リスクに関する情報と都市の情報を重ね合わせることによって、下表のような災害リスクの分析を行って、防災上の課題を抽出していくものでございます。

洪水といたしましては浸水深で、建物等の浸水損害、避難所の活用が困難という課題が発生する可能性があります。

また、浸水継続時間が長くなると緊急輸送が困難、自宅長期避難が困難、という課題が発生してくるという見方をして参ります。

続きまして、109ページをお願いいたします。

こちら防災上の課題の抽出というところで、109ページ、災害リスクの高い地域、赤枠、上の方でございます。

災害リスクの高い地域においては避難所から遠く、洪水により3メートル以上の浸水のおそれがあるところがございます。

あと、右側のオレンジ色の枠ですが、1週間以上浸水が継続する可能

性があるということもございます。

災害リスク、課題をピックアップさせていただいたところがこの109ページでございます。

110ページでございます。

松阪駅周辺地区において、垂直避難が困難な浸水深3メートル以上の区域、河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域で、人口密度が高いエリアが見られるところが、建物の家屋、こちらにつきましては平野さん説明だけ、ちょっと補足でよろしいですか。

はい。

ということと、一覧表こちらちょっとまた補足で説明を入れさせていただきます。

あと、112ページにつきましては、垂直避難が困難な浸水深3メートル以上の区域や、河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域を示させていただいておりますが、少し地図が見つらいかも分かりません。申し訳ございません。

下の段につきましては、洪水浸水想定区域が3メートル以上で、避難所から500メートル以上離れているエリアを示したものです。赤色及び紫色で丸く囲ませていただいた以外のところがそういうエリアになっております。

113ページ、上の段は同じような形で、洪水によって50センチメートル以上、1週間以上の浸水継続が想定されるエリアを示させていただいております。

下の段につきましては、30年から100年に1度程度の降雨において、50センチメートルから3メートルの水深が想定されているエリア。

114ページ、⑤ということで、津波、高潮浸水想定区域のうち3メートル以上の浸水が想定されるエリアが見られまして、宅内避難での安全性に課題があるということがこちらの図になろうかと思えます。

116ページでございます。

あと、洪水浸水想定区域の3メートル以上ということでも、避難所等圏域500メートル以内にはないエリアを示させていただいているのがこちらの図でございます。

117ページにおきましても同じように、下の段の図については、垂直避難が困難な浸水深3メートル以上の区域等を示させていただいております。

そういった中で、119ページをお願いします。

市としての取組方針といたしまして、「地域の絆で築く、安全安心のまちづくり」ということで進めて参りたいと、取組の方向性につきましては120ページですね。

取組方針を踏まえた方向性として、洪水については河川堤防の強化や排水対策の促進、避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策の推進。

あと、要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成を促進していくというところでございます。

122ページですね。

こちらは具体的な施策及びロードマップということで、ハード対策については短期、中期、長期という区分で示しておりますが、やはり大きな事業になって参りますと当然長期に及んでいきます。

まず10年程度で完了するようなものではございません。

というところで、こういった河川の浚渫、下水道の整備というところも含めまして、おおむね20年というところになって参りますが、こういった取組をしていくということで、ロードマップを示させていただいております。

一部、「神道川雨水幹線の整備」のみ短期（5年）となっております。

あと、124ページでございます。

数値目標と進行管理ということで、今回防災指針の追加にあたり、「④安全安心のまちづくり」を設け、目標を新たに設定させていただきました。この数値目標といたしましては、「住宅の耐震化に関する数値目標」でございます。

125ページでは現行計画での目標数値の在り方を示させていただいております。

1つ目の目標の「若者や子育て世代に優しいまちづくり」については居住誘導区域の人口密度ということで、目標を設定しております。

2つ目ですが、「中心市街地の活性化」ということで、中心市街地歩行者交通量を目標にしております。目標数値として令和2年度まで商工政策課で実施しておりました交通量調査のデータを用いることを想定しておりましたが、令和2年度以降交通量調査を実施しなくなったという関係もありまして、新たな目標を設定しております。

129ページをお願いします。

「中心市街地の活性化」の新たな目標数値として都市機能誘導区域の滞留人口（年間平均）を設定しました。目標数値の確認方法については、RESAS（リーサス）という地域経済分析システムで携帯電話の位置

	<p>情報を集計したものを取り出して、滞留人口を計算していく方法がございます。</p> <p>まず、基準値として2024年時点の年間平均滞留人口を「1」としまして、そこから伸ばしていこうというところで、目標値を20年後の2045年に「1.02」という数値目標を設定しております。</p> <p>また、公共交通ネットワークの充実ということで、地域公共交通の目標値についてもコロナ禍以前の数値を踏まえまして、新たな松阪市地域公共交通計画の数値目標との整合性も図りまして、目標数値を7万人と変更させていただいております。</p> <p>最後に先ほどの「安全安心のまちづくり」の目標として、住宅の耐震化の割合ということで、2023年の基準値で87.8%、目標値として93.2%ということで設定をさせていただいております。</p> <p>端折りましたが、これが立地適正化計画の内容となっております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>立地適正化計画も作られてはいましたが、その後、災害が多発するようになりました。それに合わせて、もう少しきちんと防災指針をつくりなさいという話が出て、それを作ったら居住誘導区域に設定していたところがハザードで引かかってしまう。それは別に松阪市だけじゃなくて他市町村にも、場所によるのですが沢山あります。中心市街地が丸ごと浸水するようになったところもありますので、見直ししなさいという話が出ました。それに合わせて見直しし、ハザードのあるところは外すということをし、それに加えてもう少ししっかりとした防災指針を作るということをしたこととなります。</p> <p>当然、合わなくなった部分がありますので、その目標値も見直しましたというのが今回の見直しになっております。</p> <p>これについて委員の皆様からご指摘なりご意見なり頂ければと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>非常に踏み込んで書いていただいたのかなという印象を受けました。私ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、今回のような各種ハザードマップを前提とした資料ですね、もう最大被害想定を描いて大変ショッキングなハザードマップでした。平成でしたか、令和になってからでしたか、作られたのは。以前のものとは全然違う浸水域で、この市街地においては本当に御城番のところを除けば全て浸水し、浅いところ深いところはありますが。たった1枚のハザードマップを見せていただいただけでは、これでどうしろというレベルなんですよ。だから、そこをどう分析するかとか、どうしたらいいのかという部分を書いたものは、な</p>

	<p>かったかと私は思っています。もちろん避難のことはありますが、そういったことをかなり今回の計画においては、居住誘導区域不設定含めて、書かれたってということは、そのハザードマップを受けた中で、初めて松阪市の公式資料文書としてここまで書いていただいた、まとめて分かりやすく整理していただいたと受け止めてよろしいでしょうか。それとも、別にも資料は公表されているものがあるのでしょうか。それだけちょっとお尋ねしたいと思います</p>
会長	事務局、お願いします。
事務局 (説明)	<p>ハザードマップとしては公表されておりましたが、まとめというところではなかったかと思えます。今回、現時点では案としてですが、先程説明をさせてもらいましたが、例えば洪水災害想定というところで、“全て浸水区域だから居住できない”ということは当然不可能なことで、ハードメニューなどを整備していくことでそれをなくしていく、住みやすくしていくというのがこの計画の目的です。</p> <p>公式でという、これが初めてというか、案として示させてもらうといちばん分かりやすいものなのかなとは思っています。</p>
委員	<p>災害が起きた時のハザードに関するお話なのですが、この前、四日市で大雨が降って地下駐車場が使えなくなり、復旧に2～3年という話があります。もっとかかるんじゃないかというようなそういう話の中で、例えばこの96から97ページをご覧いただいた中で、この地図で松阪市役所がどの位置であるかというのを見ていただくと、松阪城址がありますよね、阪内川の近く。市の方は分かってみえるけど、ここが浸水地域なのです。松阪市役所が、2メートルとかよく分からない微妙な色で、0以上0.5未満か0.5以上3未満か、この辺に該当するかと思うのですが、その隣の洪水浸水想定区域（想定最大）が載っている97ページも同じようなことを書いてあるのですが、この地図を見ながら、101ページの地図を見ていただくと避難場所になっているわけです。</p> <p>浸水区域と避難場所の説明の矛盾という、ものすごく市民に分かりづらと思うし、どういうふうに説明されるのかわからないですけども、この浸水が97ページのようになった場合、拠点になるのはこの松阪市役所ではないでしょうか。ちょっと高台のところに防災第2センターがあるとはいうものの、松阪市役所が拠点になるはずです。ここをもっときちっとされることも踏まえたものを作っていないと101ページの地図を見て、市民は安心してしまうのではないかと。避難場所が機能するためには市役所の拠点がしっかりしなきゃいけないなとは思いま</p>

	したので、提案させていただきました。
会長	はい、ありがとうございます。 市の方で何か考えられていることはありますか。
事務局 (説明)	こちら101ページの「避難所」という内容では、現時点でエリアをどれだけカバーできているかという中で検証させていただいております。それと97ページのような洪水浸水想定ですが、起こってほしくはないですが、例えばこういった想定をしていく中で、市民の方にも“洪水浸水想定区域のハザードがある”というところを皆さんにも呼びかけていることとなります。実際こういった災害が起こったときには当然、市役所が拠点になり動いていく話になろうかと思えます。
建設部長	避難所の話が出ましたので補足します。このハザードマップの想定最大などは、水防法で作りなさいということで、河川管理者が浸水想定図を作って、そこへ松阪市が避難所等を入れて図面を作っていました。例えば雨ですが、想定最大が1000年に1度ぐらいの大雨という想定なのですが、雨が降ったときに全体がこういうハザードマップ通りの浸水になるというのではなく、堤防を200メートルごとのピッチで破堤させていき、都度そこに色を塗ってそれを重ねたものがハザードマップということになります。例えば右岸の堤防が決壊した場合には水は全て右岸の方へ流れますので、左岸の方はほとんど浸水被害はないことになろうかと思えます。なお、ほとんどの避難所は高さがあり、浸水が来たときに垂直避難をするのが基本になります。そういう意味では、例えば庁舎であっても、最悪3メートルの浸水が想定されましても、3メートルより上は使えるわけですし、水が来るときは上階に避難し、災害対策本部を作って業務を行うという考え方になります。以上です。
会長	ありがとうございます。 こういう風に結果が出ると対策も立てやすくなります。市としては、市庁舎を使わない訳にはいかないのですが、使えるようにするためには、こういう対策をしていかなければならないと明確にするという意味では、むしろはっきりするので良いですし、これで今、ご説明あった通り、検討されていると思います。 庁舎の設備系についてもたぶん全部上の階に上げていると思います。たぶん、そういうことは内々には動いているとは思いますが、このハザードマップを見てさすがに何もしていないってことはないと思います。
建設部長	すいません。 もちろん完璧ではありませんし、弱点を見ていくってことで現状のものをここに書いております。これを見る中で次にどんな対策、どんな

	やり方をしていたらよいのかということをつかるといふか、気づいてもらうという部分で、作ったというものでございます。
委員	実際に災害が発生した場合、避難場所の長というリーダーは一体誰になって、避難所と市役所の関係はどうなるのかなどを入れていかないと、避難してくださいとなってもどこに行くのかとなる。例えば、避難した場所で孤立してしまうなどがあると、どういったネットワークで動いたらいいのかを入れてもらわないと困ります。
会長	多分そこまでは、その先だとは思いますが。ここで書いているのは120ページに、これを受けてどういう取組をするかということが書かれているのですが、ここに要配慮者利用施設と書かれているのですが、結局、円滑かつ迅速な避難の確保等をするための計画の作成とあるので、これからですね。今これをやって見えてきたことを書いたのがこの計画です。そうでないと居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域というものに対してケアの持続ができませんとなります。
建設部長	避難に関しましては防災対策の方で行うこととなります。立地適正化計画ではあくまで計画が書いてあるだけで、実際の避難に関しては、例えば地区防災計画というのを地域の方で作っていただいております。そこへ書かれている内容で避難をしていただくと。実際の避難ですね。またそれが全部の地域で地区防災計画ができているかという、まだできていない部分もありますので、それを今後、順次作っていくことになり、避難については、それを見てもらうということになるかと思っております。
委員	こういう危険な状態になるというケースを発表するのであれば、これをどうするのか早急に対策案を作っていただかないと。促進しているだけではなく、ぜひ具体的に作って頂きたいと思っております。
会長	具体的にというご意見はもっともだと思っております。後は、それもきちんとした計画に位置づけていかないといけないのも事実です。先ほどのように、地区が多いとそれを一気に進められないこともあります。どこからやるのかというのも、多分、重要度といいますか危険なところからやっていくのだろうとは思いますが、恐らくそれも今、庁内では検討されていると思っております。これが出て多分いちばん驚いているのは、市の担当職員の方だと思っております。安全といったところが安全じゃないっていう風になるので、いちばん驚いていると思っております。 事務局、何か説明はありますか、よろしいですか。
事務局 (説明)	はい。

<p>会長</p>	<p>すいません、時間が超過してしまいました。私の進行の不便で申し訳ございません。その他、いかがでしょうか。</p> <p>これについての意見もですね、都市計画マスタープラン等に対する意見等の様式がありますけれども、それとは別に書いて送っていただいて構いませんし、この計画自体に付箋を貼って書いていただいても構いませんし、コピーに書いていただいても構わないと思いますので、ぜひお時間を作っていただいて、計画を見ていただいて、皆さまからご意見等を送っていただけるといいかなと思っております。</p> <p>計画の中で文章の文言が気になる場所は多々ありますが、それは市の計画書ですので庁内の方で見ただけであればと思っております。</p> <p>ではちょっと時間も超過しまして大変申し訳ないのですが、最後に皆さまに、今日事務局からご説明いただいた都市計画マスタープラン全体構想案、それから地域別構想案、立地適正化計画改定案についてですね、時間をお取りいただいてパラパラ見ながらでも構いません、お気づきの点、あるいはご指摘いただいてご質問のある点、疑問点がございましたら、こちらに記入いただいたり、あるいはこちらの別紙にある紙に書いていただいて、書くスペースがなくなったら別の紙でも構いませんし、パソコン等で入力されるのであればそれに書いていただいて、印刷したものを作っていただいても構いませんし、メールで送っていただいても構いませんので、ぜひご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>では本日の議題の資料1、2、3はこれで終了としまして、進行を事務局の方にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>すみません、皆さま長時間お疲れさまです。</p> <p>第2回の松阪市都市計画審議会につきましては、11月28日の金曜日、本日と同じ午後2時から市役所本庁舎5階、特別会議室で開催をさせていただきます。</p> <p>先ほど三宅会長からお話いただいておりますように、本日ご説明させていただきました各計画案につきましては、本日以降でも、ご意見等あるうかと存じます。</p> <p>次回の都市計画審議会を円滑に進めるためにも、ご意見につきましては、できましたら11月20日までにこちらの用紙等に記入をいただきまして、郵送、ファクス、メール、どのような方法でも結構ですので、事務局までご提出をお願いできればと思ひます。</p> <p>それでは閉会に当たりまして、建設部長の松本よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>建設部長</p>	<p>委員の皆様、本日は長時間に渡りご審議を頂きまして、誠にありがとう</p>

	<p>ございます。都市計画マスタープラン・立地適正化計画ともに、内容も多岐に渡り、またボリュームもある計画となっておりますので精読される時間も必要かと思っておりますので、またご意見の方を寄せていただけましたらまとめさせていただきたいと思っております。都市計画マスタープラン・立地適正化計画ともに、当市の将来のまちづくりに関して重要な計画でございます。すぐには実現できない部分もあろうかと思っておりますが、将来はこうなりたいというようなことを、やっぱり書いておくということが、大事なことであって、逆に書いていないと、何も前に進んでいかないというようなこととなります。</p> <p>そのためにいろいろと、今回市の思いとか、そういったものを書かせていただいております。</p> <p>疑義やご意見等あろうかと思っておりますので、次回の11月28日の審議会に向けて、これを完成形にしたいと思っておりますので、忌憚ないご意見を書いていただければと思っております。本日は大変ありがとうございました。</p> <p>次回もどうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>閉会の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>ありがとうございました、では以上をもちまして、令和7年度第1回松阪市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>今回の都市計画審議会におきまして、議事録の作成を行い公表して参ります。</p> <p>議事録の確認につきましては、三宅会長に一任をさせていただくことのご了承をお願いいたします。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、次回以降も大変お世話をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>